

平成23年3月14日 (17:30)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
 災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線2899)
 救助係長 吉田 卓郎 (内線2819)
 (代表電話) 03 (5253) 1111
 (直通電話) 03 (3595) 2614

平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について (第8報)

1 災害の概要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県は災害救助法の適用を決定した。

また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要があるため、東京都は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】			
宮古市 (みやこし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
大船渡市 (おおふなとし)	〃		
久慈市 (くじし)	〃		
陸前高田市 (りくぜんたかたし)	〃		
釜石市 (かまいしし)	〃		
上閉伊郡大槌町 (かみへいいぐんおおつちちょう)	〃		
下閉伊郡山田町 (しもへいいぐんやまだまち)	〃		
下閉伊郡岩泉町 (しもへいいぐんいわいずみちょう)	〃		
下閉伊郡田野畑村 (しもへいいぐんたのはたむら)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考		
【岩手県】					
和賀郡西和賀町 (わがぐんにしわがまち)	3月11日	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>			
胆沢郡金ヶ崎町 (いさわぐんかねがさきちょう)	〃				
西磐井郡平泉町 (にしわいぐんひらいづみちょう)	〃				
東磐井郡藤沢町 (ひがしいわいぐんふじさわちょう)	〃				
気仙郡住田町 (けせんぐんすみたちょう)	〃				
九戸郡軽米町 (くのへぐんかるまいまち)	〃				
九戸郡九戸村 (くのへぐんくのへむら)	〃				
二戸郡一戸町 (にのへぐんいちのへまち)	〃				
【宮城県】					
仙台市 (せんだいし)	〃				
石巻市 (いしのまきし)	〃				
塩竈市 (しおがまし)	〃				
気仙沼市 (けせんぬまし)	〃				
白石市 (しろいし)	〃				
名取市 (なとりし)	〃				
角田市 (かくだし)	〃				
多賀城市 (たがじょうし)	〃				
岩沼市 (いわぬまし)	〃				

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【宮城県】</p> <p>登米市(とめし)</p> <p>栗原市(くりはらし)</p> <p>東松島市(ひがしまつしまし)</p> <p>大崎市(おおさきし)</p> <p>刈田郡蔵王町 (かたたくんざおうまち)</p> <p>柴田郡大河原町 (しばたくんおおがわらまち)</p> <p>柴田郡川崎町 (しばたくんかわさきまち)</p> <p>亘理郡亘理町 (わたりぐんわたりちょう)</p> <p>亘理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう)</p> <p>宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)</p> <p>宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち)</p> <p>宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう)</p> <p>黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちちょう)</p> <p>黒川郡富谷町 (くろかわぐんとみやまち)</p> <p>黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら)</p> <p>遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちちょう)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>・3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>会津若松市 (あいわかまつ)</p> <p>郡山市 (こおりやし)</p> <p>いわき市 (いわき)</p> <p>白河市 (しらかわ)</p> <p>須賀川市 (すかがわ)</p> <p>喜多方市 (きたかた)</p> <p>相馬市 (そうまし)</p> <p>二本松市 (にほんまつ)</p> <p>田村市 (たむらし)</p> <p>南相馬市 (みなみそうまし)</p> <p>伊達市 (だてし)</p> <p>本宮市 (もとみやし)</p> <p>伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち)</p> <p>伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち)</p> <p>伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち)</p> <p>安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら)</p> <p>岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち)</p> <p>岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>耶麻郡磐梯町 (やまぐんばんだいまち)</p> <p>耶麻郡猪苗代町 (やまぐんいなわしろまち)</p> <p>河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんあいつばんげまち)</p> <p>河沼郡湯川村 (かわぬまぐんゆがわむら)</p> <p>大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいつみさとまち)</p> <p>西白河郡西郷村 (にししかわぐんにしごむら)</p> <p>西白河郡泉崎村 (にししかわぐんいずみさきむら)</p> <p>西白河郡中島村 (にししかわぐんなかしまむら)</p> <p>西白河郡矢吹町 (にししかわぐんやぶきまち)</p> <p>東白川郡棚倉町 (ひがししかわぐんたなぐらまち)</p> <p>東白川郡矢祭町 (ひがししかわぐんやまつりまち)</p> <p>石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち)</p> <p>石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら)</p> <p>石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら)</p> <p>石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>石川郡古殿町 (いしかわぐんふるどのまち)</p> <p>田村郡三春町 (たむらぐんみはるまち)</p> <p>田村郡小野町 (たむらぐんおのまち)</p> <p>双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち)</p> <p>双葉郡檜葉町 (ふたばぐんはらはまち)</p> <p>双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち)</p> <p>双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら)</p> <p>双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち)</p> <p>双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち)</p> <p>双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち)</p> <p>双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら)</p> <p>相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち)</p> <p>相馬郡飯舘村 (そうまぐんいいたてむら)</p> <p>【青森県】</p> <p>八戸市 (はちのへし)</p> <p>上北郡おいらせ町 (かみきたぐんおいらせちょう)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【茨城県】</p> <p>神栖市 (かみすし)</p> <p>行方市 (なめがたし)</p> <p>鉾田市 (ほこたし)</p> <p>つくばみらい市 (つくばみらいし)</p> <p>小美玉市 (おみたまし)</p> <p>東茨城郡茨城町 (ひがしいばらきぐんいばらきまち)</p> <p>東茨城郡大洗町 (ひがしいばらきぐんおおあらいまち)</p> <p>東茨城郡城里町 (ひがしいばらきぐんしろさとまち)</p> <p>那珂郡東海村 (なかくんとうかいむら)</p> <p>久慈郡大子町 (くじくんだいごまち)</p> <p>稲敷郡阿見町 (いなしきぐんあみまち)</p> <p>※那珂市 (なかし)</p> <p>※稲敷郡美浦村 (いなしきぐんみほら)</p> <p>※稲敷郡河内町 (いなしきぐんかわちまち)</p> <p>【栃木県】</p> <p>※宇都宮市 (うつのみやし)</p> <p>【千葉県】</p> <p>※旭市 (あさひし)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【千葉県】</p> <p>※香取市 (かとりし)</p> <p>※山武市 (さんむし)</p> <p>※山武郡九十九里町 (さんぶぐんくじゅうくりまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

<注>※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置、炊出しその他による食品の給与 等